

奈良市立平城西小学校いじめ防止基本方針

学校番号 434

学校名 平城西小学校

学校長 村上 松市

1 いじめに対する考え方

(1) いじめの定義について

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害する人権問題であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は、身体に重大な危険を生じさせる許されない行為である。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(いじめ防止対策推進法 総則 第2条)

(2) いじめに対する理解について

- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識をもつ。

(3) いじめの認知についての考え方について

特定の教職員で判断することなく、いじめ対策校内委員会で検討する。

- いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
- 表面的・形式的に判断せず、背景調査を適切に行う。
- 本人が否定している場合も、表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- 被害者の救済を最優先するため、被害感情を重視する定義とした法の趣旨を踏まえ、いじめられた児童の感じる被害感情に着目して見極める。
- いじめには多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈がされることがないように努める。
- 本人が苦痛を感じていなくても、状況からいじめと判断する場合もある。
(インターネット上での悪口を書かれた児童がそのことを知らずにいるような場合)

(4) いじめに対する教職員の基本姿勢について

- いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」ものであることを、全教職員が十分認識すること。
- 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底すること。
- 児童一人一人を大切にす意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること。

と。

- いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで、陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること。
- 定期的な調査だけでなく、必要に応じて、きめ細やかな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること。
- いじめ問題の解決には、一人一人の教職員の力量が非常に大きく関わっていることから、研修等への積極的な参加を通して、資質向上を図ること。

2 学校におけるいじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止について

- 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・特別支援教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないように継続的に指導する。
- 異学年集団活動「フレンドタイム」や、学級遊び等を行い児童同士のつながりを深める機会を増やす。
- 「心と体の成長」を図るために、各学年の実態に応じた保健指導をする。

(2) いじめの早期発見について

- いじめを隠したり、軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- いじめアンケート（年3回）や教育相談を実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- カウンセラーや保健室の利用等、児童が日頃からいじめを訴えやすい体制を整える。
- 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- 学校外における電話相談窓口、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等について広く周知する。

(3) 迅速な対応について

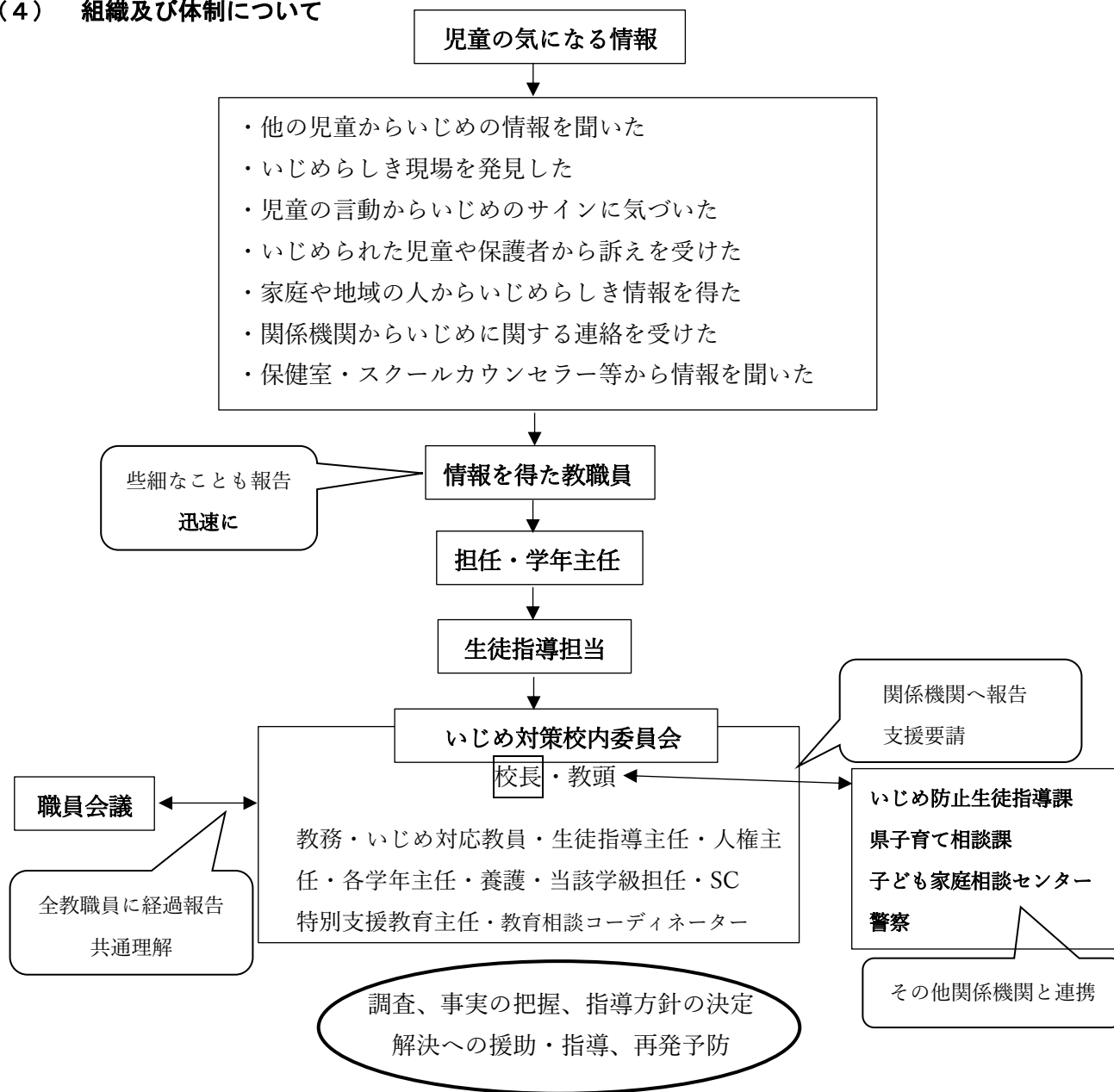
- 発見・通報を受けて場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織で対応する。
- 被害児童に寄り添い、守り通すという姿勢で対応にあたる。
- 教育的配慮のもと毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置く。
- 教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと対応にあたる。また、必要に応じて関係機関・専門機関との連携を図る。

- いじめ防止生徒指導課に報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて支援を要請する。

特に配慮が必要な児童への対応について

- 発達障がいを含む、障がいのある児童
- 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる児童
- 宗教等の文化的な背景をもつ児童
- 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

(4) 組織及び体制について



①いじめ対策校内委員会

- ・ 校長、教頭、教務、いじめ対応教員、生徒指導主任、人権主任、養護、学年主任、当該学級担任、特別支援教育主任、スクールカウンセラー、教育相談コーディネーターで構成し、いじめ事象が

発生した場合、校長が招集し、事実の把握に努め、全教職員と情報共有するとともに、具体的な対応方針を決定する。

- ・学校いじめ防止基本方針の見直し、改善を行う。

②生徒指導体制

- ・各学年、ひまわり、専科、養護から児童の様子 of 報告を受け、全職員で情報共有を行う。
- ・月の終わりに、校長・生徒指導・各学年主任・養護で生徒指導校内委員会を開き月例報告を行う。
- ・年間指導計画の作成・実施・改善、校内研修会の企画・実施を行う。

③教育相談体制

養護がコーディネーターを務め、スクールカウンセラーとの教育相談を推進する。

④外部機関及び地域との連携

- ・いじめ事象発生時には、いじめ防止生徒指導課に報告し、連携して対応にあたる。また、必要に応じて、支援を要請する。
- ・児童の生命に関わるような深刻ないじめや、それに発展しかねない事象が生じた場合は、県子ども家庭相談センター、警察等の関係機関との連携を図る。
- ・被害・加害児童の家庭に対して支援が必要な場合は、地域の児童民生委員などの協力を得て、サポートを行う。

⑤校内研修

- ・外部講師を招聘するなどして、いじめの様態や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議等で確認するなど、平素から職員の共通理解を徹底する。

3 重大事態への対応

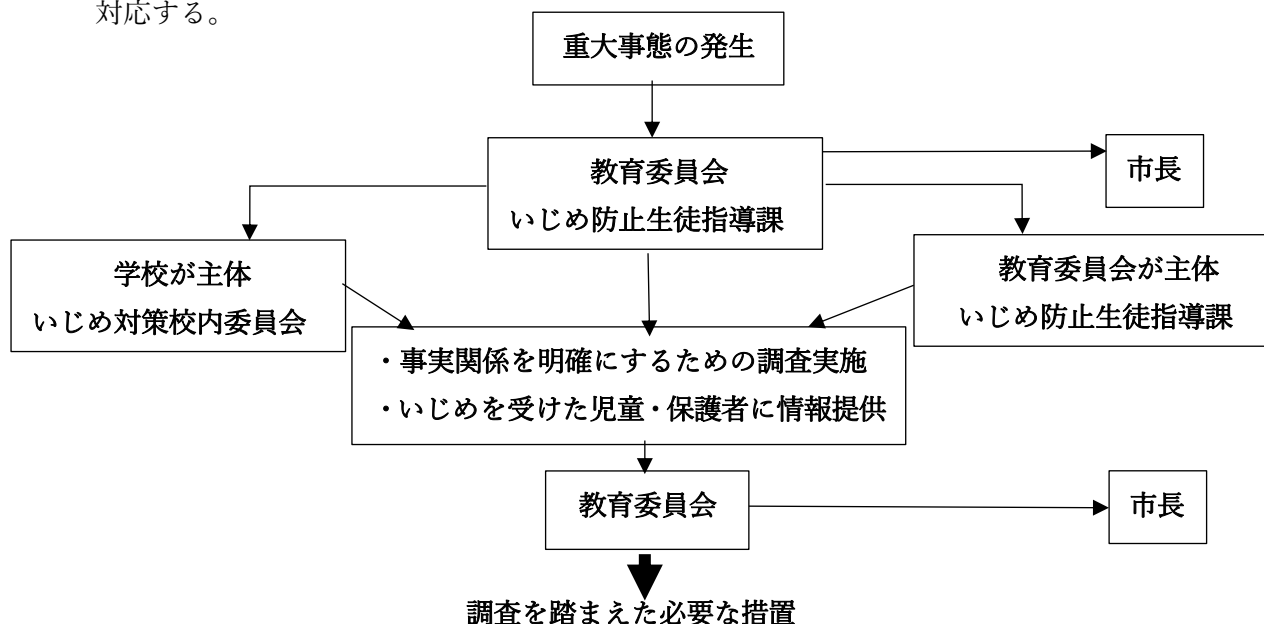
(1) 重大事態について（重大事態とは）

- ①いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
(児童が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合等)
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき (不登校の定義を踏まえ年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合)
- ③児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき (重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる) (いじめ防止対策推進法第 28 条より)

(2) 重大事態への対処の方法について

直ちにいじめ防止生徒指導課に連絡するとともに、校長のリーダーシップを発揮し、学校が主体となり、いじめ対応校内委員会に関係機関を加え調査し、実態の解決にあたる。

なお、事案によっては、市が設置する重大事態調査のための組織に協力し、実態の解決に向けて対応する。



(3) 調査結果の提供及び報告について

・調査によって明らかになった事実関係について情報を適切に提供する。(適時・適切な方法で、経過報告を行う。)

・関係者の個人情報に十分に考慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠らないように留意する。

・得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する必要があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する措置をとる。

・調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。